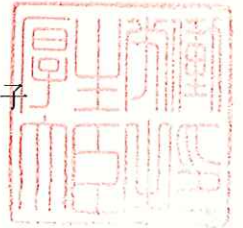


天

厚生労働省発食安 1013 第 1 号
平成 23 年 10 月 13 日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



食品健康影響評価について

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項の規定に基づき、
下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴
委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第18条第1項の規定に基づき、
ポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装につ
き新たに規格を設定すること。



「器具及び容器包装」の規格基準設定に関する

食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

1. 経緯

今般、「ポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装」の規格設定に関し、その安全性に係る評価資料が整えられたことから、食品安全基本法第24条第1項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼する。

2. ポリエチレンナフタレートについて

ポリエチレンナフタレートとは、2, 6-ナフタレンジカルボン酸ジメチルとエチレングリコールを出発原料として得られる熱可塑性のポリエステル樹脂である。

米国やEUでは、食品接触材料として既に使用が認められており、主に繰り返し使用されるミネラルウォーターボトルやビールボトル、ジュースボトルとして使用されている。

日本では主に、学校給食や病院給食の食器として既に使用されている他、自動販売機の水タンク、透明魔法瓶などにも使用されている。

3. 今後の方針

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において、「ポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装」の規格設定について検討することとしている。

[参考]合成樹脂製の器具又は容器包装の規制

食品衛生法に基づき、すべての合成樹脂製の器具等に適用される一般規格のほか、ポリ塩化ビニル等個別の材質毎に適用される個別規格(現在13種の材質)が定められている。

ポリエチレンナフタレートについても今後汎用される見込みがあるため、新たに個別規格を定めようとするもの。